

2014.01.01

会社分割の登記手続き

司法書士・行政書士 星野文仁

1. 有限会社が絡む会社分割の注意点

企業再生や会社のグループ再編、M&Aで会社分割を使うケースが増えている。つい最近扱った事例で、注意点を書いてみたい。

このケースは、企業再生でA株式会社の不動産を、グループ内のB有限会社へ吸収分割によって移転させなければならない事例であった。

通常、吸収分割の場合には、債権者保護手続きとその前提となる決算公告の掲載等、一定の時間（約3か月程度）を要する。

しかし、本事例は、有限会社が承継会社であったためさらに若干の時間を要することとなった。

なぜなら、会社法では、有限会社は会社分割における承継会社になることができず、必ず、株式会社に商号変更（旧商法時代は、有限会社から株式会社に移行することを、「組織変更」と呼んだが、会社法においては『商号変更』という。念のため。）しなければならないからである。

さらに、有限会社は、決算公告が義務付けられていないが、吸収分割の時点で、株式会社になっていれば、『決算公告』を義務付けられるため決算公告をしなければならない。

文字で書くとわかりにくいので、手順を説明する。

- ①有限会社から株式会社への商号変更
- ②株式会社として決算公告
- ③債権者保護公告
- ④吸収分割の決議
- ⑤吸収分割の効力発生
- ⑥吸収分割の登記

という流れになる。

したがって、はじめにすべきことは、有限会社の「株式会社化」ということである。

また、決算公告ももちろん株式会社化してから行わなければならない点も要注意である。

2. 不動産が絡む会社分割の注意点

グループ内組織再編の場合には、不動産が移転する会社分割をしたり、M&Aの場合にも不動産を吸収分割させたり、新設分割したりする場合がある。

この場合には、取得税を特に注意すべきである。なぜなら、法人税法上の適格分割であっても、取得税法上の適格にならないければ、取得税が発生するからである。

また、登録免許税も組織再編スキーム上の予算として見落とされがちであるので、十分に注意を要する。

お問い合わせは「ビジネス会計人クラブ・事務局」へお願いいたします。

B. A. C 『企業再生・整理・再起』支援チーム <http://kigyo-saisei.seesaa.net/>

リスクカウンセラー 細野孟士／中小企業診断士 佐々木文安／弁護士 安達一彦
司法書士 星野文仁／司法書士 原内直哉／社会保険労務士 川端重夫／税理士 宮森俊樹／弁理士 酒井俊之